

## 各種助成金相談も承っています

まずはお気軽にお問い合わせください

☎ 03-6384-7346  
✉ info@officemaketime.com



相談はこちらからもどうぞ

特集

求める人材を採用したいなら  
適性検査CUBIC

よくある  
質問

就業規則を作成・変更したときは、  
従業員に説明する義務がありますか？



## 労働条件明示のルールが4月から変わります、ご注意ください

春です、桜の季節となりました。昨年の東京は、3月14日か桜の開花日でしたが、今年は少し遅いようです。さて、4月は年度替わりでもありますが、各種雇用関係助成金のメニューも変わります、今年は、当事務所はでも助成金の提案に力を入れていく予定です。また、4月からは法改正により雇用契約書（労働条件通知書）に記載事項が追加された点にも注意が必要です。あまり認知されていないようですが、有期労働者の雇用契約書には、契約更新回数の上限を記載して、明示しなければならなりません。

平成25年の改正労働契約法で、同一の使用業者との有期雇用契約が通算5年を超えた場合、労働者からの申込みにより無期雇用への転換の申込み権が発生していましたが、労働者に法改正内容が周知されていないことから、雇用契約書に無期雇用転換の申込み権について明示することになったという事情です。有期雇用契約書の作成の際は気を付けてください。

オフィスメイクタイム  
代表 西野 史朗



助成金総合コンサルタント & 障害年金専門社労士

社会保険労務士事務所  
オフィスメイクタイム 代表 西野 史朗

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-9-9 原田ビル201

☎ 03-6384-7346

受付時間 9:00-18:00 [土・日・祝日を除く] HP: <https://officemaketime.com>

発行者

